

放課後キッズクラブ
はまっ子ふれあいスクール
放課後児童クラブ
放課後児童健全育成事業 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について（通知） ＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その5＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症に関する学校の臨時休校に伴う対応について、現時点での本市の検討状況をお知らせします。

1 横浜市立小学校、特別支援学校の一斉臨時休業について

詳細は別添 1 の学校長宛て通知をご確認ください。

- ・ 3月3日（火）から3月13日（金）まで休業（3月2日（月）は通常通り）。
- ・ 3月16日（月）以降は、3月9日（月）に判断する予定。
- ・ 休業期間中に低学年（1・2・3年生）の保護者の就業その他家庭での対応が困難な児童の「緊急受入れ」を実施（給食無し・弁当持参）。

2 放課後児童育成事業所の対応

令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、全国の小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを受けて、厚生労働省から新たに事務連絡が示され、放課後児童健全育成事業は、原則開所するよう要請がありました。

「児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（通知）」（令和2年2月27日こ放第1172号、以下、「通知」と言う。）にて、学校が臨時休業した場合には、原則、事業所を閉所することとしていましたが、貴事業所を原則開所していただく取り扱いに変更します。

したがって、3月2日（月）は通常通り開所してください。また、3月3日（火）以降も開所していただきますが、受入れ対象児童等の詳細は本日中に別途、通知します。

上記に伴い、通知の「保護者向けお知らせ文」の内容が一部変更となるため、現時点で保護者に 配布していない事業所は、配布を行わないでください。

すでに保護者に連絡している場合は、改めて本市からお知らせしますので、問い合わせがあった際に、その旨お伝えいただくようお願いいたします。

<添付資料>

別添1：新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（教育長 通知 令和2年2月28日 教小企第4425号）<抜粋>

別添2：新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月27日）

こども青少年局放課後児童育成課

担当：中澤、秦（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

TEL：671-4446

担当：大岩、荻野・竹内（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

TEL：671-4068・671-4152

令和 2 年 2 月 2 7 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等
の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。

4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。